

令和元年第4回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 元年12月 4日（水）

午前 9時56分 開 会

午後 0時07分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 議案第 1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第 3号 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第 4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

日程第 6 議案第 2号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

○追加日程

日程第 7 議案第 5号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 8 議案第 6号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議案第10号 滝川市老人福祉センター条例を廃止する条例

日程第 9 議案第 7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

日程第13 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）

日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○出席議員（16名）

1番 三 上 裕 久 君

2番 堀 重 雄 君

3番 木 下 八重子 君

4番 山 口 清 悦 君

5 番 山 本 正 信 君
 7 番 関 藤 龍 也 君
 9 番 佐々木 和 代 君
 11 番 本 間 保 昭 君
 13 番 柴 田 文 男 君
 15 番 水 口 典 一 君

6 番 渡 邊 龍 之 君
 8 番 寄 谷 猛 男 君
 10 番 安 樂 良 幸 君
 12 番 田 村 勇 君
 14 番 荒 木 文 一 君
 16 番 東 元 勝 己 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君
 教 育 長 山 崎 猛 君
 総 務 部 長 中 島 純 一 君
 総 務 部 次 長 柳 圭 史 君
 保 健 福 祉 部 長 国 嶋 隆 雄 君
 産 業 振 興 部 次 長 阪 本 康 雅 君
 市立病院事務部長 椿 真 人 君
 教育部指導参事 廣 瀬 一 仁 君
 総 務 課 長 深 村 栄 司 君
 財 政 課 長 堀之内 孝 則 君

副 市 長 千 田 史 朗 君
 会 計 管 理 者 田 湯 宏 昌 君
 総 務 部 次 長 長 瀬 文 敬 君
 市 民 生 活 部 長 浦 川 学 央 君
 産 業 振 興 部 長 鎌 田 清 孝 君
 建 設 部 長 山 崎 智 弘 君
 教 育 部 長 田 中 嘉 樹 君
 監 査 事 務 局 長 杉 原 慶 紀 君
 企 画 課 長 諏 佐 孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 竹 谷 和 徳 君
 書 記 村 井 理 君

次 長 菊 田 健 二 君
 書 記 池 田 茂 喜 君

開会 午前 9時56分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和元年第4回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名でございます。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において田村議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間といたしたいと思
います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は9日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和元年第4回滝川市議会定例会が招集され、会期中に
おきまして令和元年度一般会計ほか各会計補正予算及び条例改正等の議案をご審議いただくわけ
でございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し
上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げ
ます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和元年8
月22日から11月20日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させ

ていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。私から別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。

最初に、去る11月5日から2日間にわたり開催されました水防災タイムライン・カンファレンス全国大会in北海道についてご報告を申し上げます。我が国においてもタイムライン防災への関心が高まりつつある中、本市は道内自治体の先駆けとして平成28年から取り組みに着手し、着実にその熟度を上げてきているところです。そうした実績を高く評価いただき、今回で第4回を数える水防災タイムライン・カンファレンス全国大会が北海道、そしてここ滝川市を会場として開催される運びとなりました。1日目のコミュニティタイムラインワークショップにおいては、約300名の参加者を前に本市における取り組み事例として幸町第4地区防災会の小林会長、下道事務局長から事例発表があり、活発な意見交換も行われました。2日目は会場を札幌に移し、ワークショップやポスターセッション、シンポジウムが行われました。シンポジウムでは2日間にわたる全国大会を総括し、水防災タイムラインを導入する自治体のトップとしてなすべきこと4項目を交えたサミット宣言文が採択されました。なお、その宣言文においては、タイムライン防災北海道ネットワークを新たに設立していくことが盛り込まれ、積極的な情報交換の推進とタイムラインの導入を図ろうとする自治体への支援をさらに加速させていくことが確認されました。このたびの全国大会への参加を通じて、災害から住民のとうとい生命を守るためにもタイムラインの円滑な運用は待ったなしの課題であることの認識を新たにしたところです。最後に、今回の全国大会の開催に当たり多くの皆様のご協力をいただきましたことに対して改めてお礼を申し上げますとともに、今後も水防災タイムラインの推進にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、令和元年産の米の出荷状況についてご報告いたします。本年産の米の出荷につきましては、11月1日現在でJAたきかわと生産者間の出荷契約数量9万228俵に対して出荷見込み数量は9万2,839俵であり、出荷契約数量に対する出荷見込み率は約103パーセントとなります。本年は、6月から7月にかけて雨が少なかったほか、7月下旬からの高温、8月下旬の低温、日照不足などの影響により、登熟の停滞が懸念されておりましたが、米の作況指数は平年値を100として105のやや良となり、昨年の90を上回る結果となりました。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 おはようございます。議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

令和元年8月22日から11月20日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

まず、1点目、9月14日から11月10日まで、北海道立旭川美術館におきまして没後20年岩橋英遠展が開催されました。同展は、旭川美術館からの要望に応え、美術自然史館収蔵の日本画20点に加え、昨年NPO法人岩橋ふるさと北辰振興会から滝川市に寄贈されましたスケッチ帳、素描等の資料44点を出品して開催されたものであります。9月14日のオープニングセレモニー

には前田市長も出席し、テープカットを行ったほか、その後のギャラリーツアーでは美術自然史館の学芸員が一つ一つの作品について丁寧に解説いたしました。会期中は、代表作「道産子追憶之巻」を中心に、北海道の壮大な自然を生涯にわたり真摯な姿勢で描き続けた岩橋英遠の芸術作品を一目見ようと延べ7, 438名の方が来場されたと伺っております。

次に、2点目、パラリンピック合宿に関する協定書調印式についてでございます。10月22日、アルゼンチン共和国パラリンピック委員会、カルロス・アルベルト・ロドリゲス会長を滝川市にお招きし、市内ホテルにおいて東京2020パラリンピック競技大会滝川合宿に関する協定書調印式を取り行いました。本年8月にハンガリーで行われたパラカヌーの世界選手権において同国の選手1名がパラリンピック東京大会への出場権を獲得したことにより、6月に締結しておりました事前合宿に関する基本合意書に基づき、来年夏の滝川合宿が決定したものであります。協定書には、滝川市が合宿の受け入れによりアルゼンチン代表選手の競技力向上に協力することやアルゼンチン共和国パラリンピック委員会が市民との交流事業に最大限協力することなどが盛り込まれており、今後選手と市民、子供たちとの交流事業について先方と具体的に話を進めてまいりたいと考えております。また、ロドリゲス会長にはB&G海洋センターほか市内関係施設を視察いただきましたが、滝川市はパラカヌー競技の合宿地として条件を100パーセント満たしていると高い評価をいただいたところでもあります。なお、今回の協定書締結については、過日橋本聖子東京オリンピック・パラリンピック担当国务大臣、アルゼンチン共和国のアラン・ベロー特命全権大使にいずれも市長から報告し、今後の協力、支援のお約束をいただいたところであります。

以上2点を申し上げまして口頭での教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第3号 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議 長 日程第5、議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第6号）、議案第3号 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、入所児童数の増などに伴う保育所の運営費委託料及び広域入所負担金の増額補正のほか、会計年度任用職員制度導入に伴う人事給与システム改修のための補正が主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ4, 191万1, 000円を追加し、予算の総額を210億7, 771万5, 000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。2 款1 項1 目一般管理費、補正額236万5, 000円の増額の補正は、2 点ございます。1 点目は、職員事務に要する経費において、令和2年度から会計年度任用職員が導入されることにより人事給与システムの改修をするため、182万6, 000円を補正したいとするものでございます。2 点目は、財政事務に要する経費において、1 点目と同様に令和2年度から会計年度任用職員制度施行に伴い地方自治法施行規則の一部の改正が行われ、7 節の賃金が廃止となり、8 節以降の節につきまして番号を繰り上げすることにより、それに対応するためにシステム改修をするため、53万9, 000円を補正したいとするものでございます。

2 款1 項4 目財産管理費、補正額110万円の増額につきましては、自動車の維持管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により交通安全対策のためにとご寄附を賜りました100万円のほか、ふるさと基金10万円を財源といたしまして、公用車65台分のドライブレコーダーを導入するために補正したいとするものでございます。

2 款1 項8 目交通安全対策費、補正額20万円の増額につきましては、交通安全対策に要する経費の補正でございます。これも寄附者の意向により交通安全対策のためにとご寄附を賜りました20万円を財源といたしまして、交通安全教室用の反射材つきヘルメット及び横断マットなどを購入したいとするものでございます。

3 款2 項1 目児童母子福祉費、補正額73万8, 000円の増額につきましては、母子福祉に要する経費の補正でございます。母子家庭自立支援給付金は、母子家庭の母や父子家庭の父が就職を目指し、資格や技能を習得するために必要な受講料やその期間の生活の負担軽減を図ることを目的に給付金を支給する制度であります。当初見込みより自立支援教育訓練給付金を利用する対象希望者がふえたこと並びに高等職業訓練促進給付等事業の制度見直しによる給付額の増額に伴い、補正したいとするものでございます。なお、費用の4分の3が厚生労働省の母子家庭等対策総合支援事業費補助金で措置されるものでございます。

3 款2 項2 目保育所費、補正額3, 421万7, 000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正で、2 点ございます。1 点目は、花月保育所、一の坂保育所及び江部乙保育所において入所児童数や公定価格の増加のほか、入所者の階層が当初見込みとの違いが生じたことなどにより、運営委託料の増加分として3, 014万9, 000円を増額補正したいとするもので、費用のうち入所児童数の増加による保育料の増加分のほか、内閣府の子どものための教育・保

育給付費国庫負担金及び北海道の子どものための教育・保育給付費道費負担金で一部措置されるものでございます。2点目は、他市町の保育所及び幼稚園を利用する児童が増加したことに伴い、広域入所負担金406万8,000円を増額補正したいとするものでございます。

3款5項1目災害救助費、補正額10万円の増額につきましては、災害救助に要する経費の補正でございます。公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団では、2019年に発生した台風15号、17号、19号における甚大な被害を及ぼした被災地の復旧支援活動などのために2019年台風災害緊急支援募金を実施することとなり、B&G地域海洋センター所在地自治体に対し寄附金要請があったことを受け、その趣旨に賛同し、寄附金を拠出するため、補正したいとするものでございます。

4款1項3目保健指導費、補正額119万1,000円の増額につきましては、母子保健事業に要する経費の補正でございます。厚生労働省は、乳幼児健診の受診の有無などの電子化した情報について転居時に市町村間で引き継がれる仕組みやマイナポータルを活用し、子供時代に受ける健診等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築し、乳幼児健診等の母子保健情報の利活用を推進することとしており、それに伴い健康管理システムを改修するために補正するもので、費用の3分の2が厚生労働省の母子保健衛生費国庫補助金で措置されるものでございます。

次のページをお開き願います。7款1項1目商工業振興費、補正額130万円の増額につきましては、商業振興対策に要する経費の補正でございます。西町学生会館の2基ある給水ポンプのうち1基が故障し、稼働中の1基につきましても激しい劣化による水漏れと異音が発生していることから、2基の給水ポンプの取りかえ工事のため、補正したいとするものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額70万円の増額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により教育のためにとご寄附を賜りました50万円及び平成30年度にご寄附を賜り、ふるさと基金に積み立てていた20万円を財源といたしまして、滝川第三小学校の三角鉄棒や鉄棒用下敷きマット等並びに東小学校の傘立てなどを購入するための補正でございます。

以上、歳出合計で4,191万1,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。14款1項2目民生費負担金から20款2項1目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

21款1項1目繰越金1,308万9,000円は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で4,191万1,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨であります。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成2

9年5月17日に公布され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるため、条例を制定したいとするものであります。

条例の内容についてご説明を申し上げます。議案1ページ、第1条は条例の制定趣旨を規定しており、第2条は会計年度任用職員の給与について1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員、常勤職員より短い会計年度任用職員をパートタイム会計年度任用職員として会計年度任用職員に係る給与の内容、通貨払いの原則等を規定しております。

まず、第3条から第17条まではフルタイム会計年度任用職員に関する規定でございますが、第3条はフルタイム会計年度任用職員の給料表につきまして一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表または北海道学校職員の給与に関する条例に規定する給料表を準用するものとし、当該給料表の適用範囲は規則で定める旨規定しております。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の職務の級について、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、第3条に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、基準となるべき職務の内容は別表に定める等級別基準職務表によるものとするほか、職務の級は第1項の規定に基づく基準に従い、任命権者が決定する旨を規定しております。

第5条でフルタイム会計年度任用職員の号給については規則で定める基準に従い、任命権者が決定する旨を、第6条でフルタイム会計年度任用職員の給料の支給につきましては給与条例第12条から第15条までの規定を準用する旨を、第7条では通勤手当、第8条では特殊勤務手当について、それぞれ給与条例の規定を準用する旨を規定しております。

次のページをお開きください。第9条では超過勤務手当を時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当とする旨を規定し、第10条では時間外勤務手当、第11条では休日勤務手当、第12条では夜間勤務手当について、それぞれ給与条例の規定を準用する旨を規定しております。

第13条では宿日直手当について給与条例の規定を準用するものとし、宿日直勤務には時間外勤務、休日勤務、夜間勤務が含まれない旨を規定し、第14条で勤務1時間当たりの給与額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合における端数処理について規定しております。

第15条は期末手当について任期の定めが六月以上のフルタイム会計年度任用職員には給与条例第33条から第34条の3までの規定を準用するものとし、期末手当の支給額等の読みかえ等を規定し、3ページ、第16条はフルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額について、第17条はフルタイム会計年度任用職員の給与の減額についてそれぞれ規定しております。

第18条から第29条まではパートタイム会計年度任用職員に関する規定であります。第18条ではパートタイム会計年度任用職員の報酬について月額、日額または時間額の報酬の定めに基づき報酬額の算定方法等を定めるほか、基準月額の定義を規定しております。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について報酬の計算期間及び支給日並びに報酬の支給基準を規定するほか、日割りによる報酬額の算定方法を規定しております。

次のページ、４ページ、第２０条ではパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬について、第２１条ではパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬についてそれぞれ規定しております。

５ページ、第２２条はパートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬について、第２３条はパートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬について、第２４条ではパートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬についてそれぞれ規定しております。

第２５条はパートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額並びに時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬額を算定する場合における報酬額の端数処理について規定し、第２６条ではパートタイム会計年度任用職員の期末手当について任期の定めが六月以上のパートタイム会計年度任用職員に給与条例第３３条から第３４条の３までの規定を準用する旨及び支給額等の読みかえ等を規定しております。

６ページをお開きください。第２７条ではパートタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの報酬額について、第２８条ではパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額についてそれぞれ規定しております。

第２９条は、パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償について、給与条例第２３条第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは通勤に係る費用弁償を支給するものとし、通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については給与条例第２３条第２項から第７項までの規定の例による旨を規定しております。

７ページ、第３０条はパートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償について公務のための旅行に係る費用は費用弁償として支給するものとし、旅行に係る費用弁償の額及びその支給方法等については職員等の旅費に関する条例の例による旨を規定し、第３１条では心身の故障のため長期の休養を要する場合や刑事事件に関し起訴された場合などにより休職にされた会計年度任用職員についてはいかなる給与も支給しない旨を規定しております。

第３２条は給与からの控除について給与条例第３条の規定を準用する旨を規定し、第３３条は市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について第２条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し、常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定める旨を規定しております。

第３４条は、この条例の施行に関し必要な事項について規則委任を行うための規定をしております。

最後に、附則で、この条例は、令和２年４月１日から施行するものであります。

以上、議案第３号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第４号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、議案第３号と同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、必要となる所要の条文等の整備を行うため、関係する７つの条例を改正したいとするものであります。

議案第4号参考資料、新旧対照表1ページをごらんください。初めに、職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正（第1条関係）についてでございますが、休職及び懲戒について会計年度任用職員を新たに適用させることに伴う条文の整備であります。

次に、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第2条関係）についてでございますが、会計年度任用職員制度導入に伴う文言の整備であります。

次のページをお開きください。2ページから7ページにかけまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第3条関係）についてでございますが、育児休業等について会計年度任用職員を新たに適用させることに伴う条文の整備であります。

次に、7ページ中段にございます公益的法人等への滝川市職員の派遣等に関する条例の一部改正（第4条関係）でございますが、公益的法人等への職員の派遣については派遣対象から条件つき採用の会計年度任用職員を除外することに伴う条文の整備であります。

次に、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第5条関係）についてでございますが、公表対象からパートタイム会計年度任用職員を除外することに伴う条文の整備であります。

次のページ、8ページをお開きください。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第6条関係）についてでございますが、一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員から会計年度任用職員を除外することに伴う条文の整備であります。

次に、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正（第7条関係）についてでございますが、地方公務員災害補償基金及び労働者災害補償保険による公務災害補償を受けることのできない会計年度任用職員について議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を新たに適用させることに伴う条文の整備でございます。

最後に、附則でございますが、第1項、施行期日で、この条例は、令和2年4月1日から施行したいとするもので、第2項で経過措置として、第7条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する旨を規定するものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 事前に通告をさせていただいておりますが、5点伺います。

まず、1点目ですが、会計年度任用職員制度が始まりますが、令和2年度の新制度に係る歳出規模はどれくらいの金額を想定されているのか伺います。今までいろんなご説明がございましたが、現状より増額となる金額を公式に伺います。

それから、それに伴い新たな財政負担が生じるというふうに今のところ想定されますが、私は国が交付税措置をして財源保障するのが当然というふうに考えております。現段階において来年1月に示されます地方財政計画に盛り込まれる可能性があるのかどうか、またそのような情報があるの

かを伺います。

3点目が勤務時間と月例給ということで伺うのですが、現行における嘱託職員さんの一般事務員、いろんな業種がありますので、一律に聞き方が難しいのですけれども、基本的には1日7.5時間の勤務時間だというふうに私は認識していますが、それが7時間勤務となるケースが多いというふうに聞きます。各業種いろいろ特殊事情があると思いますけれども、基本的には正規職員より勤務時間が短い者については時間で割り返して支給をするということだというふうに聞いておりますので、基本的には月例給というのは生活のための給与ですから、そのことによって要するに生活給が減るということが、そういう実態が生まれるケースがあるというふうに思います。今働いていただいている方の貴重な人材が流出するような懸念はないのか伺います。

4点目、会計年度任用職員制度の将来的な展開についてということなのですが、総務省のマニュアルを私も見ました。例えば一例ですけれども、期末手当についてはそこに数字は書いてありませんけれども、正規職員と同等のというふうに読み取れるので、通常は2.4から2.6カ月支給するというのがマニュアルの中身だというふうに私は見えています。本市の新制度では再任用職員との関係から同水準の1.45というふうにされておりますが、将来的に再任用制度と定年延長などがさまざまな整理をされていく中で新たにその年ごとに変わっていく可能性もありますので、適宜見直していく方針なのかどうかというのを伺います。

5番目に、各自治体の状況、恐らく12月の定例会で各議会で議決をされていくのだと思うのですが、事前にちょっと私なりに聞いてみたというか、調査してみたのですが、かなり思い切った制度設計をされている近隣の自治体があるというふうに聞いています。今後会計年度任用職員の待遇が大きく近隣で開いていくということが私は好ましくないというふうに思っているのですが、ということについて差がついていくということはどういうふうなお考えがあるかということ伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、1点目の歳出の規模でございますが、会計年度任用職員制度の導入に伴う歳出の影響額につきましては、現在のところ病院を含めまして約1億2,000万円から1億3,000万円程度を想定しております。

2点目の新たな財政負担について交付税措置等のご質疑でございますが、正直申し上げまして現段階において明確な情報というのがないというのが現状でございます。地方財政計画につきましては、毎年年末ごろに国から示されておりまして、現時点では今申し上げましたとおり情報がないという状況でございますが、8月に行われました概算要求時に総務省が報道発表いたしました令和2年度の地方財政の課題について示された令和2年度地方財政収支の仮試算というのがございますが、その中では会計年度任用職員制度の施行に伴い必要となる歳出については予算編成過程で必要な検討を行うという記載がされております。また、地方財政の専門家でございます関西学院大学の小西教授によれば、この記述については財源手当てにとどまらず、会計年度任用職員の人件費を地方財政計画にどのように位置づけるかという難しい問題を伴うものであり、地方財政対策における焦点

の一つになるというふうに解説をされているところからいたしますと、何らかの地方財政計画上の位置づけはされるというふうに思われますが、冒頭申し上げましたとおり、現在のところ必要な歳出に見合うものになるかどうかというのは不明だということでご理解をいただきたいというふうに思います。

3点目の勤務時間と月例給についてでございますが、月例給につきましては議員からお話がありましたとおり、減少を見込んでいる者もいるというのは事実でございますが、新たに期末手当の支給という部分が出てきますので、年収ベースでは増加しているということ等を踏まえ、今後におきましてもそういった点も十分ご理解をいただきながら、人材流出につながらないよう丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

4点目の将来的な展開でございますが、本市におきます会計年度任用職員の期末手当の支給率は、議員のご指摘のとおりというか、お話のとおり年間1.45月ということを経営は考えております。これは、再任用職員と同水準ということでございます。本市におきましては、再任用職員を給料表の3級に格付しており、会計年度任用職員については1級または2級での任用を予定しておりますことから、再任用職員の支給率を上回することは適切でないという判断を行ったためでございます。しかしながら、定年延長による再任用制度の見直し等も今後検討されているというような報道もございますので、その状況に応じ、必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

各自治体の対応との格差についてのご質疑でございますが、会計年度任用職員制度につきましては議員のお話のとおり、多くの自治体が今12月議会で条例提案となる予定というふうにも伺っておりますし、現実的に提案をされている自治体が多いわけでございますが、他の自治体における議論の詳細については、議会中、あるいはこれから議会という部分もございますので、詳細については承ってございませんが、今後におきましても引き続きその状況等を十分注視してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。荒木議員。

○荒木議員 2点あるのですが、1つがもうちょっと踏み込んで聞けばよかったなと思ったのは、想定される歳出規模が1億2,000万円から1億3,000万円程度と想定されている。病院事業会計だけで幾らかというのがもしお示しいただければと思います。

それから、2つ目の地財計画に要するに会計年度任用職員の位置づけが重要になるという大学の先生のことまでお話しいただいたのですけれども、そうすると基本的には今も再任用職員というのは定数内ですよね。そういう会計年度任用職員定数みたいなものも考えられるのかどうか。それは予想の範囲を超えませんが、ちょっとお考えを伺いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 まず、病院の部分だけの財政への影響額でございますが、市立病院部分のみという形になれば約6,000万円から7,000万円程度という形になります。

それと、定数の関係でございますが、会計年度任用職員につきましては定員管理上、条例で定め

る定数の対象外という形で位置づけられているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、会計年度任用職員について今荒木議員に対する答弁の中で定数外という話が出ていましたので、それにちょっと関連していきたいと思いますけれども、一般職員の今後の雇用についての考え方ということです。要するに会計年度任用職員と一般職員というのは仕事の内容も非常に接近してくるということが予想されるわけですが、そうなってくると会計年度で任用できる職員というのは非常に雇用もしやすくなるということもあるのかもしれないというふうに予想してしまうのですが、そうなってくると財政の関係からも含めて一般職員の雇用の抑制につながってくるというおそれはないのか、それに対する考え方は持っているか、その点についてお聞かせをいただきたい。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 一般職員の削減というか、職員の減につながっていくのではないかなという趣旨のご質疑だというふうに考えておりますが、実は会計年度任用職員の制度設計を行うに当たりまして、当然対象となるのは現在の嘱託職員、臨時的任用職員という方が対象という形になるわけですが、会計年度職員に移行するに当たって、勤務時間数の減とか、いろいろそういった項目は当然あるのですが、本来行っている業務をそれぞれ見直した中で、これは本来正規職員が行う仕事なのかどうかということも十分踏まえた中で職の再設定を実は行ってきております。ですから、会計年度任用職員になったから職員数を減にしていくとか、そういうようなことは全くなく、逆に今まで嘱託とか臨時職員が行っている中で本来正規職員が行うべき業務という部分が含まれているのか否かということも当然考えながら、本来正規職員が担うべき職であるとすれば、新たに採用していかなければいけないということも当然出てきますので、そういったことも踏まえて考えて職の設定を行っているところでございます。ただ、今後一方では今ＡＩ化ですとか、アウトソースとか、いろいろ業務もそういった流れということも当然出てきますので、そういったことに伴って職員数がどういうふうに増減していくのかという部分はございますが、現行の会計年度職員への移行に伴って職員数の減につながるというようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 ただいまの答弁は、要するに今会計年度任用職員に移行することについての考え方のお話をされていたと思いますけれども、ずっとこのようなメンバーでやられているとは限らないし、今後についてはもちろんＡＩとかアウトソーシングの話もされましたけれども、その要因もあるにしても、会計年度任用職員という制度が影響するということは本当はないと思っているのか、今後についてのそういうことに対する危惧する部分というのはないのか、もしあるのだったらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 会計年度任用職員につきましては、例えば本庁でいえば３００名程度が実はおります

けれども、今後業務がどういう形で、行政サービスあるいは行政事務、あるいは国からおりてくる事務だとか、さまざまなことが今後多分考えられてくるのだらうと思います。そういった中で、これはやはり正規職員で行うべき事務なのか、会計年度任用職員で賄える事務なのかどうかということも十分踏まえて考えていかなければならないというふうには実は考えています。一方では、定年延長だとか、いろんな形で制度が少しずつ変わっていきますので、その時点の制度の中でこういった行政職員の正規職員数の確保、あるいは会計年度職員の相対的な人員体制でいくのかということはその時点の業務あるいは制度設計の中で常に考えてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 これでももちろん最後にしますけれども、何でこんなことにこだわって言っているかという、以前採用抑制をした。過度な採用抑制を何年か続けたという、どうしても議員をやっていたものですから、その影響というのは実は今受けているというふうに私自身も見ているわけですが、そうしたことをやはり、多分財政もこれから必ずしもいいわけではない。だから、そうした中でこのことを使って、使ってと言ったらおかしいですけども、そういう採用抑制につながるのではないかなというおそれをどうしても感じるので、できればそういうことのないような今後についてのお考えなどがあれば、どなたでも結構ですので、お答えいただけたら助かります。よろしくお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 これまで滝川市におきましてはタッグ計画からスタートし、現在第1期の財政健全化計画の中でも人件費等の見直し等も行っており、職員数もかなり削減をしてきました。恐らく今の正規職員についてはこれ以上、今の業務の量あるいは進め方というものを考えたときにはある程度もう限度がきているのではないかなというふうに私自身考えております。ですから、これ以上の職員の削減というのは現状の業務の進め方、業務量の中では限度、限界ではないかなというふうに考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、今後こういった業務がおりてくるのか、あるいは先ほど申し上げましたとおりAIとか、さまざまな業務の進め方によってこういった体制が望ましいのかということは常に考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今回の会計年度任用職員の制度に関しては、全体として見れば、今嘱託で働いている、臨時で働いている方の労働条件、地位の安定ということで向上につながりますので、全体としては好ましいと考えていますが、二、三ちょっと気になる点がありますので、お伺いします。

1つは、給与の面なのですけれども、勤務経験等の要素を考慮するというにはなっているのですが、初号給を基準としてというところがありますので、そのところで中には現在よりも下がる人がいないかどうか、それについての確認をしたいというふうに思います。

それと、昇給に関してなのですけれども、事前に昇給のお話も伺っていますが、これについても上限が設定されるということなのなのですけれども、職種でいけば職務の級ということでその複雑、困

難及び責任の程度に基づきということではいろいろ分類されていますが、その分類されていることによって昇給の上限については違いがあるのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 大きく2点というご質疑でございます。

まずは、会計年度任用職員に移行することによって収入が下がる人がいないのかどうかという部分だというふうに思いますが、基本的には制度設計は現行の年収ベースを下回らないという部分を基本に制度設計は実は行っております。ただ、説明の中でも若干申し上げておりますが、今度月例給と期末手当という部分が支給される制度設計に通常ですとなりますが、基本的には月例給については勤務時間が短くなるという制度設計になっておりますので、勤務時間が短くなることに伴いまして結果的に月例給については下がるというケースが出てきます。ただし、新たに発生する期末手当が支給されることによって総体の年収ベースでは現行の収入を下回らないという制度設計にいたしております。ただ、下がない人がいないのかという部分については、提案理由の中でも申し上げましたが、期末手当は6カ月以上の雇用の方に対して支給をするという形のご提案でございますので、例えば1日6時間、通常は7時間半で現状はお勤めいただいておりますが、これを7時間という形に一応する制度設計になっておりますが、中には6時間とか、勤務によってそういう方で短期的に2カ月とか3カ月とかという雇用をされている方も中におられます。そういった方については当然期末手当が支給されませんので、月例給のみという形になれば結果的には下がるという方がゼロではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、もう一点、等級別の給料表、級ごとに上限はどこまで考えているのかというご質疑だというふうに思いますが、これについては詳細は規則に委任をしていくということにはなりますが、現在考えておりますのは職種ごとに上限というのをやはりある程度定めていくということになります。他の職種等についても基本的には現行の給与水準等を考慮して規則で定めることというような形になっておりますので、現在例えば個々でいろいろ変わっていきますので、個別にどこが上限かという部分についてはちょっとお答えできませんが、あくまでも現行の年収ベースの給与を下回らないという部分で考えてまいりたいというふうに考えているということで、詳細については規則の中で今後定めていくということになるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 念のためということなのですが、まず結果的に今より下がる場合があるかもしれないということなのですが、けさの道新では夕張などの場合、そういう場合には特別の補償をするかのような記載もあったのですが、滝川では規則どおりということで、そういう特別な補償というのは考えていないのかどうか。

それと、昇給の点ですけれども、これがある程度昇給がとどまったら、その後の更新が短くなるというような形で、従来の更新、それよりも不利益な変更になることはないのかどうかということについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 給与が下がった方に対する財源的な補償みたいな、配慮みたいなのがないのかというようなご質疑だと思いますが、基本的には給与等についてはきちんとかいいう条例等で制定しておりますので、これに現状結果的に先ほど言いましたように短時間の方ということが基本になりますけれども、そういった方でその部分に対しての補償というのは考えておりません。ただ、制度設計についてはこの条例が通ってからということになりますが、個々に対象となる現嘱託職員あるいは臨時職員の方についてはそれぞれ説明会等を行いながら、十分そういった制度の趣旨等もお話ししながら、またこれまでは給与だけの部分のご質疑が多いですが、逆に今度は休暇とか、そういった面についても当然今までになかった制度ができてきたりという部分もありますので、そういった部分も十分説明しながら個々に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一点でございますが、済みません。

○議 長 2点目の質疑をもう少しわかりやすくお願いします。

○寄谷議員 会計年度ということで、毎年を更新ということで、この点については嘱託の方とかも同じだと思うのですが、今回昇給していくということで、年々負担がふえていくということもありますので、そういう意味では従来どおりの更新が期待できない部分も出てくるのかな。あるいは、ある程度昇給がとまったところで次年度からは更新しないというような、従来と比べて更新の点で不利になるような、そういうことというのはないのかなという懸念がありましたので、その辺についてのお考えを伺えればと思います。

○議 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 済みません、申しわけありませんでした。

まず、任期については、会計年度任用職員につきましては名称のとおり1会計年度というのが限度という形になりますので、新たに次の年度という形になれば新たに再度の任用という形になります。ただ、例えば次の年に再任用するに当たって、そこで何か不利益になるような部分が発生するということは特にございません。ただ、今度新たに地方公務員法の適用とか、さまざまな部分がございます。当然人事評価とか、そういう制度も取り入れられたり、懲戒とか、そういう処分とかもいろいろ今度当然かかってきますので、そういったことに伴ってという部分はよっぽどのがなければありませんけれども、そういったことがない限りそういった不利益をこうむるというようなことは特にございませんので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 先ほど荒木議員のほうから歳出の予定額が1.2億円から1.3億円という答弁、これは給料表に基づき算定された人数で計算されていると思いますけれども、このほかに交付税措置されても単費の持ち出しというのがあると思うのですけれども、共済含めた形でその辺でもし計算されているものがあれば、1.2億円を想定した中でのわかる範囲で。それ1点。

この制度導入によって行政サービスを落とさないというふうになりますけれども、財政支出を抑えるためにはどのような方策というか、考え方があるのか。例えば人件費の部分を委託費で賄うという部分で現在行われている自治体もあると聞いていますので、その辺についてどのような考えが

あるのかお聞きしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 まず、単費の部分ですが、基本的にかかる総額というのは先ほど申し上げたとおりでございますが、これが先ほどご質疑の中でも答弁させていただきましたが、国のほうの交付税が一体幾ら来るのかというのが定かになりませんので、その額がある程度確定すれば、その差額が当然一般財源という形になりますので、そういった点でご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、財政支出を抑えるという部分でございますが、これは会計年度任用職員制度に移行するに当たって、言うなればこういう総体の人件費を下げるために会計年度任用職員の職員数を減らしたりという部分についてはあってはならないということはこの趣旨の中でうたわれているわけですので、この制度に限っていえばそういうことはならないということになります。ただ常に行政サービスの進め方については、先ほど荒木議員の中でも答弁させていただきましたが、ほかのAI化だとか委託化、あるいは広域化というようなことも当然中には出てくるかと思いますが、これは日ごろからそういったことを視点に入れながら業務を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

(何事か言う声あり)

○総務部長 委託という部分がありましたが、委託化をするのかどうかということも含めて、今後そういったことに進めていくということになれば当然新たに議会のほうに提案してということになりますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、第3号及び第4号の3件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第3号及び第4号の3件はいずれも可決されました。

◎日程第6 議案第2号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第6、議案第2号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第2号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、患者治療に使用する高額な医療品等の使用増加に伴い、材料費を増額補正したいとするものでございます。

第1条は総則です。

第2条は、予算第3条の表に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。第1款病院事業費用を9,507万4,000円増額し、補正後73億6,561万3,000円に、第1項医業費用を9,507万4,000円増額し、補正後69億2,296万2,000円とするものです。

第3条は、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を9,507万4,000円増額し、補正後9億7,089万1,000円にしたいというものでございます。

2ページから5ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表です。お目通し願います。

6ページをお開きください。収益的支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほどご説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。1款1項2目材料費で9,507万4,000円の増額を行い、補正後15億2,472万7,000円とするものです。内訳といたしましては、薬品費で9,507万4,000円を増額補正したいとするものです。

以上、議案第2号 令和元年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

ここで追加日程表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 12 分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思ひますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程第 7 から第 15 を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第 7 議案第 5 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議 長 日程第 7、議案第 5 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第 5 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項等により資格等を一律に排除するのではなく、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的、実質的に審査し、判断することを目的とした成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年 6 月 14 日に公布され、12 月 14 日より施行されることに伴い、関係する条例を改正したいとするものであります。

それでは、議案第 5 号参考資料の新旧対照表 1 ページをごらんください。初めに、滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正（第 1 条関係）についてでございますが、印鑑の登録資格等の欠格事項から成年被後見人を削除するとともに、新たな欠格事項として意思能力を有しない者を加える改正であり、この改正に伴い、条文の整備をあわせて行うものであります。

次に、1 ページ後段から 4 ページにかけまして、職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正

(第2条関係)、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第3条関係)、職員等の旅費に関する条例の一部改正(第4条関係)についてでございますが、地方公務員法第16条の欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除されたこと等に伴う条文等の整理でございます。

4ページ後段にあります滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正(第5条関係)についてでございますが、児童福祉法第34条の20の欠格条項から成年被後見人または被保佐人が削除されたことに伴う条文の整理であります。

次に、5ページの滝川市下水道条例の一部改正(第6条関係)についてですが、排水設備指定工事店の欠格事項から成年被後見人もしくは被保佐人を削除し、新たな欠格事由として精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を追加する改正であります。

最後に、附則でございますが、第1項は施行期日で、この条例は、令和元年12月14日から施行したいとするもので、第2項で処分等に関する経過措置として、この条例の施行日前にこの条例による改正前の条例の規定に基づき行われた処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例によるものとする規定であります。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第8 議案第6号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

議案第10号 滝川市老人福祉センター条例を廃止する条例

○議長 長 日程第8、議案第6号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、議案第10号 滝川市老人福祉センター条例を廃止する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市コミュニティセンター条例の一部を

改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨であります。この後ご説明申し上げます議案第10号に関連し、滝川市中央老人福祉センターの廃止に伴う滝川市老人クラブ連合会事務局の移転先について大町地区コミュニティセンターの図書室部分を利用する案について関係団体等との合意が得られたことを受けまして、当該図書室を廃止するため、条例を改正したいとするものです。

条例の改正の内容をご説明申し上げますので、新旧対照表をお開きください。別表第1は、条例第7条第1項に基づきます利用料金の設定基準ですが、この表のうち、大町地区コミュニティセンターの図書室の項を削除したいとするものであります。

附則ですが、この条例は、令和2年3月1日から施行したいとするものです。この施行期日につきましては、事務局移転のための準備期間を踏まえたものであります。

以上で議案第6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第10号 滝川市老人福祉センター条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

中央老人福祉センターは、昭和57年の開設以来、老人福祉法に基づく老人福祉センター特A型施設として、高齢者の健康増進、教養の向上など高齢者福祉を推進する拠点の役割を担ってまいりました。しかし、利用者数の減少や施設、設備の老朽化などの状況を鑑み、平成28年の滝川市中央老人福祉センターのあり方を検討する市民会議での協議や指定管理者である老人クラブ連合会との協議、公共施設マネジメント計画に基づく施設の見直しを続けてまいりました。このたび老人クラブ連合会事務局を大町地区コミュニティセンターに移転し、中央老人福祉センターを廃止とする方針が定まったことから、施設の設置条例を令和2年3月31日をもって廃止したいとするものです。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号及び第10号の2件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号及び第10号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第9 議案第7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

今回の改正は、建築基準法等に基づく指定及び認定の申請に対する審査事務の手数料額について、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴う改定でございます。北海道から10月1日より手数料額を改定する旨の通知を受け、当市におきましてもこれまでと同様に北海道と同額に手数料額を改定したいとするものでございます。

今回の手数料額の改定となる事務でございますけれども、建築基準法に基づく事務、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務の審査に伴う手数料額の改定でございます。各審査項目の内容により一律ではございませんが、100円から1,000円までの範囲で増額となる改定でございます。

次に、改定内容でございますが、参考資料にてご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。別表（第2条第1項関係）でございます。

12の項は、建築基準法に基づく事務の手数料額についてでございます。

第1号は、私道の認定の申請手数料額になります。

第3号から2ページ目の第4号及び第5号ですが、建築物は通常1敷地1建物が原則ですが、1つの敷地に複数の建築物の建築を認める1団地認定と言われる認定申請手数料額となります。

第6号につきましては、これらの認定取り消し申請手数料額となります。

改定した手数料額は表のアンダーラインで示した部分となりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、3ページ目、13の項は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務の手数料額となっております。

第1号は新築、増築、改築の認定審査に係るもの、4ページの第2号はこれらの計画を変更したときの認定申請に係るものでございます。

認定手数料額は、住戸の戸数により定めております。手数料額は、滝川市に申請した手数料額と括弧内に示した事前に評価機関等で審査を受けた場合の手数料額の表示となっており、2通りの料金を定めております。

次に、5ページをお開き願います。13の3の項は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務の手数料額となっております。

第1号は新築の認定申請に係るもの、8ページの第2号は計画の変更をしたときの認定申請に係るものでございます。

認定手数料額につきましては、住戸の戸数及び床面積により定められております。こちらにつきましても手数料額は長期優良住宅の認定と同様に2通りの料金を定めております。

次に、10ページをお開き願います。13の4の項は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務の手数料額となっております。

第1号は新築の認定審査に係るもの、第2号は計画の変更をしたときの認定申請に係るもの、第3号は既存建築物の認定申請に係るものでございます。

こちらにつきましても認定手数料額は住戸の戸数及び床面積により定めております。手数料額は、長期優良住宅や低炭素建築物の認定と同様に2通りの料金を定めております。

このたび改定したいこれらの手数料額の内訳につきましては、大きく分けて人件費と維持費、調査費等に分かれており、維持費、調査費等に係る部分が消費税の対象となっております。審査の項目ごとに対象額が異なり、手数料額を定める際の端数処理の関係上、増額の割合が一律ではなく、また改定となる項目とならない項目がございます。

最後に、14ページをお開き願います。附則として、この条例は、令和2年1月1日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げ、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第10 議案第8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条

例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、滝川市商工業振興条例は昭和５６年に制定されて以来、社会情勢の変化などに対応するため、適宜制度の見直しを行ってまいりましたが、今回現行制度について改めて検討を進める中で今後の市の政策の方向性に即した制度内容とし、かつさらなる財政健全化の必要性に鑑みて商工業振興条例に係る補助制度等について見直しを行うため、条例改正したいとするものです。

改正の内容についてご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。１ページ目、目次の改正は、この後ご説明申し上げます本則の改正に伴う整理です。

第２条の改正は、第３章、工場等の立地に対する助成事業の廃止に伴う用語の削除及び号の繰り上げです。

２ページ目、第２章第３条から第４条までの改正は商店街活性化計画策定事業に対する補助事業、商店街活性化イベント事業に対する補助事業及び中心市街地活性化推進事業に対する補助事業を、第３章第５条から５ページ目、第１０条までの改正は工場等の設備投資に対する助成事業、工場等の用地取得に対する助成事業、工場等の雇用に対する助成事業及び工場等の新設に対する補助事業を、第１１条第３号の改正は商店街のロードヒーティング整備事業に対する助成事業を、第６章第１４条及び第１５条の改正は中小企業団体の設立に対する補助事業を、第７章第１６条及び第１７条の改正は研究開発事業を行う任意団体に対する補助事業をそれぞれ廃止したいとするものです。

第８章、章名並びに第１８条から６ページ目、第２０条まで及び第２２条の改正は、助成金の交付事業の廃止に伴う文言整理です。

附則として、第１項で施行期日は公布の日とし、第２項で経過措置として、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の滝川市商工業振興条例第６条第１項の規定により指定を受けている者の当該指定に係る助成の措置については、なお従前の例によることとしたいとするものです。

以上、議案第８号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第８号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第８号は可決されました。

◎日程第11 議案第9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第11、議案第9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、池の前水上公園パークゴルフ場につきましては、芝の状況の悪化等を受け、今年度4月より一旦稼働を休止しておりました。今後のあり方について検討を行ってきたところですが、新たにキャンプ場として利用し、当該キャンプ場の管理を指定管理者に行わせることでふれ愛の里やパークフィールド72等周辺施設に係る利用者増などの波及効果が見込まれ、滝川市の産業活性化にも寄与することが期待されますことから、改正したいとするものです。

改正の内容についてご説明申し上げますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。1ページ目、第2条の18第1項第3号及び第7条第3号の改正は、池の前水上公園パークゴルフ場を廃止し、新たに池の前水上公園キャンプ場を設置するためのものです。

第7条の2第1項の改正は第7条の改正に伴う文言整理で、第2項は施設の標準的な開設期間及び利用時間をそれぞれ4月1日から10月31日まで、午後1時から翌日の午前10時までとし、連泊の場合の利用時間を午後1時から利用の最終日の午前10時までとするために追加し、第3項の改正は第2項の新設に伴う項の繰り下げ及び文言整理です。

第10条の3の改正は、別表第4を追加し、池の前水上公園キャンプ場の利用料金設定基準を定めたいとするものです。

2ページ目、第15条の2の改正は文言整理です。

新設する別表第4では利用料金の設定の基準を具体的に定め、テントサイトA、常設テント用は1サイト1泊につき2万5,000円の料金とし、テントサイトB、持ち込み及び備えつけ備品のテント用は1サイト1泊につき1,500円の料金とするものです。

なお、補足事項を備考で定めています。

附則として、施行期日は令和2年4月1日としたいとするものです。

以上、議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 それでは、2点伺いたいと思います。

滝川市には、形態は違うにせよ、丸加高原にオートキャンプ場があります。今この池の前のキャンプ場を開設することによってオートキャンプ場への影響というのが考えられますけれども、市としてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

2点目です。このキャンプ場のすぐそばにはラウネ川がございます。小さな子供たちもキャンプ場開設となるといらっしゃると思うのです。その安全性についてはどのように考えているのか伺いた

いと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 丸加高原オートキャンプ場との関連性ですけれども、現在休止中という扱いになっているのが丸加高原のオートキャンプ場ですが、あの地域一帯を今後どうしていくかということにつきましては検討を続けている最中ですが、基本的に民間の活力等がなければあのエリア全体を観光に資する区域として再度活用していくというのはなかなか難しいのだろうなというふうに考えているところでございます。したがって、ふれ愛の里で今後開設する予定のこのキャンプ場との関連性ということについては特に考えてございません。可能なところから民間活力等を活用して、できるところからやっていくというようなことで今回考えたところでございます。

それから、ラウネ川等、安全性についてのご懸念ですが、一応指定管理者のほうではキャンプ場の運営に際しましてテントサイトでキャンプを行う方たちに対するサービスの提供ということで、職員も一定数張りつけるような考えであるということは何っています。しかしながら、一応自然の中でキャンプ等を楽しむということになりましたら、やはり自己責任という部分も当然出てくるのだろうというふうに考えてございますので、一緒に来られる親御さんたちの目の届く範囲内でキャンプ場ということが設置された以降につきましては十分安全に配慮した中で活用していただければなというふうに考えているところです。

以上です。

○議 長 寄谷議員。

○寄谷議員 今回のパークゴルフ場からキャンプ場への変更の話については、ほかの事案と比べてテンポが速いなというふうに私は感じました。このパークゴルフ場については芝の養生をして、ほかのことへの転用もあるということでお話を伺っていたのですが、実際には利用されている方もいて、再開を望んでいた方もいらっしゃると思います。この辺について、そういう意味ではキャンプ場にすることで周りの活用を図るという点では賛成できるのですが、不利益をこうむる部分への配慮ということでは今回どのような手だてをとったのかちょっとお伺いしたいのですが、お願いします。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 このたびの議案として上程するに至るまでの手続的なものについてのご質疑ですが、決定するまでの経過、経緯ということになりますけれども、平成31年3月19日開催の経済建設常任委員会でまずこのパークゴルフ場の中止についてご報告させていただいた経過があります。その際、パークフィールド72との関係性でありますとか、芝養生の困難さなどについてご出席の委員の皆様から逆にご意見を賜ったというようなこともありまして、31年度中に他の利用も含めて検討したいという旨の回答をした経過がございます。その後1年間かけて休止中のパークゴルフ場の活用について検討してきたわけですが、結果としてですけれども、今年度の休止期間中に特段の苦情等もないような状況でもあるということが1点ございます。また、検討の結果パークゴルフ場をキャンプ場として利用するに至った経過、さきに説明させていただいたとおりですが、本日この場で条例案の提案をさせていただく前、11月22日の経済建設常任委員

会でも内容について可能な限り丁寧にご報告させていただいたつもりでもございますし、新聞報道等で記事に取り上げていただき、住民の皆さんにも周知できているというふうに考えてございます。キャンプ場として活用するということは、さきに条例提案の中で説明しましたがけれども、周辺施設の利用促進を含めた産業活性化にも資するというような判断のもとに行ったということでありますけれども、指定管理者との協議といたしますか、今後事業の執行に当たってさまざま民間事業者の創意工夫ですとかノウハウですとかというようなことを活用していかなければならぬというようなことを考えたときに、それ相応のスピード感というのはやっぱり民間事業者は持ってございますから、そういうところに対応していくということも市のほうの立場としても必要だろうというふうに考えております。トータルで住民の皆さんの利益を損なうというようなことにはなっていないというふうに考えてございますので、そういったご理解をいただけたらなというふうに考えてございます。

○議長 長 答弁が終わりました。寄谷議員。

○寄谷議員 議会へのお話というのはあったのですけれども、このパークゴルフ場については健康増進、それから交流の場ということで広く市民に利用されてきた部分があります。それで、近くには確かにパークフィールド72もあり、非常に立派な施設で、いろんな環境が整っているのですけれども、ただ利用料金については市外の方で1,000円近くと、市民の場合にはその半額ですが、400円ということで近隣のパークゴルフ場を利用する場合と同じぐらいの料金がかかるということで、そういう意味では手軽に遊べるかとなるとちょっと難しい方もいらっしゃるのではないかと思います。そういう意味では池の前のパークゴルフ場の役割というのは大きかったと思いますので、市民に意見を聞くとか、そういう機会が余りとれないようなスピード感が必要であれば、それなりの対応ということで市のほうで何か、パークフィールドの割引をもっと強めるとか、そういう策を提案することが必要なのかなと思ったのですが、その辺についての考えというのはないのでしょうか。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 このたびパークゴルフ場をキャンプ場にするというような手続の中で、当然我々としても現在のパークゴルフ場の利用状況について一定の調査をしなかったわけではありません。ただ、無料のパークゴルフ場ということで、正確な数字が把握できるかというところまではわかりませんが、少なくとも指定管理者に確認した部分におきましては、おおよそ一月平均で約15本ぐらいのクラブの貸し出しを確認しているというような状況、確かに利用されている方がいらっしゃるということではありますけれども、そういう状況も考慮した部分の一つではあります。さらに、市内に無料のパークゴルフ場というのがまるでないわけではございませんし、全ての地域に満遍なくそういった施設といたしますか、そういったものを配置するようなことは不可能であるというふうに考えてございますので、一定の理解はその辺はしていただきたいなというふうに考えます。

○議長 長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 今提案された条例について反対する立場で討論を行います。

このパークゴルフ場は、公の施設として市民福祉の向上を図る役割を担ってきたものです。キャンプ場とすることに伴う特段の代替策もなく、しかも市民からの意見聴取や周知活動も不十分です。このパークゴルフ場は、パークゴルフをこれから始める入門者にとってやりやすい場所であり、裾野を広げていくという役割を担っています。そういう意味ではパークフィールド72とは違う役割を担っているのではないのでしょうか。そういう意味では今回のこの条例は時期尚早なものとして、もう少し時間をかけて次の提案を待ってからでもキャンプ場としての利用は可能だと考えます。そういう意味で今回のこの条例の改正については反対するものです。

以上です。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第9号は可決されました。

◎日程第12 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）

○議 長 日程第12、議案第11号 公の施設の指定管理者の指定について（音楽公民館）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第11号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は滝川市音楽公民館で、指定管理者となるべき団体は中央ビルメンテナンス株式会社空知事業部でございます。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

選定の経過についてでございますけれども、次ページ、参考資料をお開き願います。募集及び選定の経過については、記載のとおりでございます。申請団体数は1団体、申請書類の事前審査、申請者のプレゼンテーション及びヒアリング等により、選定基準に基づき総合点数方式で審査をした結果、審査点の総合計が基準を満たしたことから、選定されたものでございます。選定された団体が主に評価された点につきましては、記載のとおりでございますので、お目通しを願います。

以上、議案第11号の説明とします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第13 議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

○議長 長 日程第13、議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま上程されました議案第12号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

施設の名称は、総合交流ターミナルたきかわでございます。指定管理者となるべき団体の名称は滝川地方卸売市場株式会社、代表取締役、加賀井清二郎氏でございます。指定管理期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とするものでございます。

続きまして、選定経過についてご説明申し上げますので、参考資料をごらんください。1の募集及び選定の経過、2の申請団体数、3の選定審査の方法、4の選定方式については、記載のとおりですので、お目通しをお願い申し上げます。次に、5の選定理由ですが、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき、総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が最も高く、かつ基準を満たしたためでございます。6の選定された団体が主に評価された点につきましては、1つ目として、職員体制について施設を運営するための人員が確保されていることに加え、不測の事態が起きた場合であっても必要な人員を維持できる体制が確保されていること、2つ目に、安定した施設運営を行うための十分な財政基盤を有していること、3つ目には、自主事業について当該団体がこれまで

培ったノウハウを生かし、実現可能かつ集客向上が見込まれる事業を計画されていることであります。

以上、議案第12号の説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山本議員。

○山本議員 今回の江部乙の道の駅の指定管理の変更ということで、新たな事業者が今回提案されるわけですが、今の提案の中で新たな事業者からの提案内容に関連して少しご質疑させていただきます。3点ほど質疑させていただきます。

まず初めに、今回の指定管理の中で、今まで江部乙の道の駅で当然都市と農村交流ターミナルも兼ねておりますので、滝川市内でとれた農産物の販売を店頭で行ってございました。当該の管理組合の下部組織に友の会という農産物を提供している農業者の団体がございましたけれども、聞くところによりますと今回指定管理が管理組合から辞退されたということが末端まできっちり伝わっていない中での指定管理返上と募集という形になったと聞いてございます。そんな形の中で、新たな事業者の中から今まであった友の会の皆さん方の処遇をどうするのかということの提案がどうなっていたのかということをもっと伺いをしたいと思いますし、あわせて今後の運営の中で当然滝川市内の農産物を店頭で売りたいと思いますし、また農産物のとれない時期は今までと同様店先にほかの産地のものが並ぶのはこれはいたし方がないことかなと思いますけれども、その辺の提案内容についてどうだったのかお伺いしておきたいと思います。

それと、もう一点、道の駅にはレストランが併設されておりますけれども、レストランの営業についても今まで旅先の旅の方が食事されるのはもとより、地元にご存じのとおり飲食店が非常になくなってございまして、江部乙の皆さん方のいろんな宴会等も兼ねた施設になっている経緯がございまして、それで、レストランの営業の提案の内容もそんなような江部乙の住民の要望に応えた内容になっていたのかどうか、それもお伺いしておきたいと思います。

それと、もう一点、当然でありますけれども、築20年近くたっておりますので、非常に施設も老朽化してございますけれども、それらの補修等々についての提案がどうだったのか。

それと、もう一点最後に、仮に営業して収支不足の場合に新たな指定管理料の負担が市で生まれてくるのかどうかも含めてどんな提案がなされたのか今回お伺いしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 まず、ただいまの質疑でございますが、直売所の関係につきましては、提案側から今まで以上に友の会を含めて農業者と連携しながら、農産物を販売していきたいというお話はいただいております。

レストランの関係なのですけれども、一応レストランも併設するということで提案はいただいております。

3番目、4番目、ちょっとあわせてご回答させていただきますが、ご存じのとおり当施設につきましてはオープン以来もう20年が経過しておりまして、全体的に老朽化が進んでおります。市で

直さなければならない躯体部分も含めて、中についてもやはりそれなりの修繕がかかるのではないかと考えておりまして、今までどおり管理代行負担金がゼロではないということで認識しておりまして、今後指定管理者を含めて、令和２年の運営計画を踏まえて財政状況を鑑み管理代行負担金等を含めて提示できればと思っておりますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

○議 長 山本議員。

○山本議員 ２点だけ再質疑させていただきます。

農産物の関係でありますけれども、今までの指定管理者の場合、江部乙の道の駅で売られている農産物を出荷したときに手数料を農家の方から徴収、いただいていたわけでありますけれども、その料金設定が今までと同じなのか、変わるのか、安くなるのかも聞いておきたいと思います。

それと、最後に、指定管理料が発生するかもということでありますけれども、これについては過去の指定管理をされている方からもあったかと思うのですけれども、努力して足りない場合には出させていただきたいという経過があったかと思うのですけれども、今回の指定管理を受ける方については当面頑張るということなのか、それともし指定管理料が発生するのであれば、３月議会のほうに、予算議会のほうに出てくるのか、その辺も含めて最後にお伺いしておきたいと思います。

○議 長 答弁を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいまのご質疑の農産物の直売所のパーセントと指定管理代行負担金の関係でございますが、きょうこの会議で正式に指定管理者が決まった段階で再度細かな打ち合わせを今後していきたいと思っております。管理代行負担金の考え方につきましては、先ほど申したとおり、約２０年経過しておりまして、かなり内装も含めて傷んでいるところでございますし、その点も含めて今後きょう決定した段階で細かな協議をしていければなと思っております。万が一管理代行負担金が必要であれば令和２年度の新年度予算で提案したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１２号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

時間ではありますが、このまま会議を続行させていただきます。

◎日程第14 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）

○議長 日程第14、議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について（市営住宅等）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第13号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市営住宅、滝川市特定公共賃貸住宅及びこれらの共同施設でございます。指定管理者となるべき団体は、滝川ガス株式会社でございます。指定期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

次に、選定経過についてご説明いたしますので、議案第13号参考資料をお開き願います。1の募集及び選定の経過についてですが、9月2日に公募の告示を行い、募集を開始し、10月15日までの1カ月半の間申請を受け付けたところでございます。その間、質問の受け付け、募集要項等説明会を実施しております。指定管理者候補者の選定に当たりましては、滝川市指定管理者選定職員会議において慎重に審議を行ったところであり、申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、最終的に指定管理者候補者を決定したところでございます。申請団体数については1団体、選定方式については総合点数方式でございます。選定の理由は、指定管理者候補者審査・選定基準に基づき総合点数方式により評価した結果、審査点の総合計が基準を満たしたためでございます。なお、選定された団体が主に評価をされた点でございますけれども、1つ目として、市営住宅等の課題を意識した提案がされ、それらを実現するために関連業者、行政等との連携を視野に入れた人的体制、物的体制が構築され、入居者の利便性向上と質の高いきめ細やかな市民サービスの提供が期待できること、2つ目といたしまして、有資格者を多数有していることから、迅速な修繕対応が期待でき、かつ本業のガス事業において24時間体制が構築されていることから、夜間や休日においても緊急対応が可能であるため、修繕における即時即応に期待ができること、3つ目といたしまして、これまで培ってきた災害対応のノウハウを生かし、減災、防災に関する適切な提案がされ、また関連業者との協力体制が確立されていることから、入居者の安心、安全な生活に資することが期待できることでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第15 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第15、諮問第1号から諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号から第4号 人権擁護委員候補者の推薦について一括して提案理由の説明を申し上げます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、高嶋弘美氏、斎藤寛氏、塩尻文子氏、豊田収氏の4名が令和2年3月31日で任期満了となるため、後任の候補者として再度高嶋弘美氏、斎藤寛氏、塩尻文子氏、豊田収氏の4名を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

なお、4名の略歴につきましては、参考資料として略歴書を配付させていただいておりますので、お目通しをいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号から諮問第4号の4件を一括採決いたします。

本件につきましてはいずれも可と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号はいずれも可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合上、12月5日から12月10日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、12月5日から12月10日までの6日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時07分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員